

第3回官民データ活用推進基本計画実行委員会  
データ流通・活用ワーキンググループ  
議事録

1. 日 時 平成30年10月22日(火) 15:30 ~ 17:00

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館 12階 全省庁共用1208特別会議室

3. 議 事

(1) 開会

(2) 行政機関等におけるデータ活用に向けた取組状況について

i. 国・民間が保有する個人情報の活用(個人情報保護委員会事務局)

ii. 自治体が保有する個人情報の活用(総務省 自治行政局)

iii. 次世代医療基盤法に基づくデータの利活用(内閣官房 健康・医療戦略室)

iv. 情報銀行認定に関する取組(一般社団法人日本IT団体連盟)

(3) 意見交換

(4) 閉会

4. 配付資料

【資料1-1】個人情報保護委員会の取組について(個人情報保護委員会事務局)

【資料1-2】地方公共団体におけるデータ活用に向けた取組状況について(地方公共  
団体における非識別加工情報に係る取組等)(総務省 自治行政局)

【資料1-3】次世代医療基盤法について(内閣官房 健康・医療戦略室)

【資料1-4】「情報銀行」に関する取組みについて(一般社団法人日本IT団体連盟)

【資料2】(参考)これまでのWGにおける構成員からの主な意見について(事務局)

5. 出席者

【構成員(有識者)】

中央大学大学院 法務研究科 教授	安念主査
東京大学大学院 法学政治学研究科 教授	宍戸構成員
一般社団法人 新経済連盟 事務局長	関構成員
一般社団法人 日本経済団体連合会 専務理事	根本構成員
東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授	橋田構成員
桜坂法律事務所 弁護士	林構成員

東京大学 人工物工学研究センター 准教授	原構成員
一般財団法人 日本消費者協会 理事長	松岡構成員
独立行政法人 国立病院機構 東京医療センター 名誉院長	松本構成員
英知法律事務所 弁護士	森構成員

【構成員（オブザーバー）】

内閣府 総合科学技術・イノベーション会議	福島参事官補佐
内閣府 知的財産戦略推進事務局	杉本参事官補佐
個人情報保護委員会事務局	三原参事官
金融庁 総合政策局 総合政策課	天白課長補佐
総務省 情報流通行政局 情報通信政策課	荒井課長補佐
経済産業省 商務情報政策局 情報経済課	河野課長補佐
観光庁 観光戦略課	菅野専門官

【関係機関（事業者等）】

一般社団法人日本IT団体連盟 情報銀行推進委員会委員長 井上 貴雄氏

【関係機関（府省庁）】

内閣官房 健康・医療戦略室	山田企画官
総務省 自治行政局 地域情報政策室	稲原室長
総務省 行政管理局 管理官室	添田管理官
総務省 情報流通行政局 情報流通振興課	増原課長補佐
厚生労働省 政策統括官付情報化担当参事官室	笹子企画官
厚生労働省 医政局 総務課	野坂専門官

【事務局】

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室	三輪政府CIO
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室	時澤副政府CIO
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室	二宮副政府CIO
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室	玉田次長
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室	矢作次長
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室	吉田参事官
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室	山田参事官
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室	高田企画官

## 6. 議事要旨

○安念主査 では、ただいまから「官民データ活用推進基本計画実行委員会 データ流通・活用ワーキンググループ」を開催いたします。

皆様には、御多用の中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございますと、一応型どおりお礼は申し上げますのですけれども、本日、大橋、越塚、柴崎、新保、矢作各先生は御欠席との御連絡をいただいております、甚だ気に入らない。さらに、途中で御退席という方がいらっしゃるやに伺って、ますます気に入らないので、そういう方には義務として、ぜひ御発言いただいておりますからお帰りいただきたい。

では、まずは事務局から御説明をお願いいたします。

○吉田参事官 事務局、内閣官房IT室の吉田でございます。

本日御議論いただくテーマとして「行政機関等におけるデータ活用に向けた取組状況」としておりますので、通常の役所側の出席者に加えて、スピーカーとしては、加えた差分で申しますと、自治行政局の地域情報政策室、内閣官房健康・医療戦略室に参加していただいております。

また、オブザーバーとして、総務省行政管理局、総務省情報流通行政局情報流通高度化推進室、厚生労働省は医政局総務課、政策統括官付情参室にも参加いただいております。役所側が非常に多くなっておりますけれども、この体制で御議論をぜひよろしく願いいたします。

タブレットの操作については、もう皆様、今さら申し上げるまでもございませぬ。発表するときは、発表者の方は発表者のボタンを押していただき、それ以外の方々は、自分のペーシングで資料をご覧になりたいときだけ個人のボタンを押していただく。そうでなければ共有のボタンに戻していただくという形で進めていただければと思います。何かありましたら、手を挙げていただきましたら事務局担当が駆けつけますので、よろしく願いいたします。

また、お手元の資料2として、表裏の2枚物がございませぬ。前回までの有識者の皆様からの御意見をまとめた資料として、後々の論点整理まで、これは足していくつもりでございませぬけれども、こういった資料もございませぬので、御参考に確認いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○安念主査 どうもありがとうございました。

それでは、早速、議事（2）に入りたいと思います。「行政機関等におけるデータ活用に向けた取組状況について」ということで、各方面から御発表いただきたいと存じます。

まず、「(i) 国・民間が保有する個人情報の活用」です。個人情報保護委員会事務局から、資料1-1「個人情報保護委員会の取組について」、御説明をお願いいたします。

○三原参事官 個人情報保護委員会事務局の三原でございます。よろしく願いいたします。

資料 1-1 に基づきまして、個人情報保護委員会の取組について御説明を申し上げます。

<資料 1-1 : 2 ページ>

2 ページをおめくりください。まず、個人情報保護法のベースのところでございますけれども、この法律は個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性のバランスを図るための法律でございます。基本理念を定めるほか、民間事業者の個人情報の取扱いについて規定しているものでございます。

<資料 1-1 : 3 ページ>

3 ページ目をご覧ください。個人情報保護法は、平成15年の制定後、10年強の間、大幅な改正は行われませんでしたけれども、情報通信技術の進展により、膨大なデータの収集・分析が可能となり、制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用ができるようになる中で、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの円滑な利用が促進され、新産業・新サービスの創出が実現されるための環境の整備を実現する必要があるものとされました。

このような状況のもとで個人情報保護法の改正が行われまして、改正個人情報保護法が平成27年9月に成立、実際の施行は平成29年5月30日ということでございます。

3 ページ目でございますように、改正個人情報保護法の主なポイントは、ここにございます5点でございます。

個人情報保護委員会の新設。

2 番目としまして、個人情報の定義の明確化。

それから、本日のテーマとかかわる部分でございますけれども、3 ポツの個人情報の有用性を確保するための整備といたしまして、匿名加工情報の利活用の規定を新設したところがございます。

その他、4 番目、5 番目にあるような改正内容がございますが、ここでは割愛させていただきます。

<資料 1-1 : 4 ページ>

ページをめくっていただきまして、4 ページ目をご覧ください。改正個人情報保護法によりまして、従来、各省の主務大臣が有していた民間事業者に対する監督権限を個人情報保護委員会へ一元化してございます。

一方で、下の図の右側の黄色いところがございますけれども、公的機関の監督体制につきましては、国の行政機関に対しては行政機関個人情報保護法、いわゆる行個法と言われるもの、独立行政法人に対しては独個法、地方公共団体に対しては自治体の個人情報保護条例により規律している構造となっております。

<資料 1-1 : 5 ページ>

ページをめくっていただきまして、5 ページ目でございますけれども、先ほど申しましたとおり、改正個人情報保護法によりまして、個人情報保護委員会がいわゆる3 条機関として平成28年1月1日に設置されたところでございます。

<資料 1-1 : 6 ページ>

ページをめくっていただきまして、本日のテーマでございますけれども、6ページ目に匿名加工情報制度というものを入れさせていただいております。この匿名加工情報制度というのは、パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用ができる環境整備を行うために、冒頭申し上げましたように、改正個人情報保護法に基づいて昨年5月に導入された、民間事業者に対する制度でございます。

こちらの図にありますように、個人情報を加工いたしまして匿名加工情報にした場合に、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律のもとに、自由な流通・利活用を促進するという趣旨のものでございます。

#### <資料1-1：8ページ>

ページをめくっていただきまして、もう1ページお願いいたします。こちらに匿名加工情報に係る取組状況ということで記させていただいております。個人情報保護委員会では、この匿名加工情報に関する制度の内容の周知、相談対応、事例集の公表等を通じまして、利用環境の整備を図っております。

取組状況を大きく3つ挙げさせていただいております。

まず、周知・広報でございますけれども、この制度の内容につきましては、説明会や事業者ヒアリングを通じまして、内容の周知を継続的に実施してきております。このような取組もありまして、今年の9月末時点で350社超が匿名加工情報の作成を公表しているところでございまして、業種としては、小売や医療・福祉、金融関係など、幅広くなっております。

また、事業者等からの相談を受け付ける相談ダイヤルを昨年5月に開設しておりまして、相談対応を実施してきております。こちらは、昨年末時点で相談ダイヤル全体の相談の件数は1万9158件受け付けておりまして、この中で匿名加工情報に関する相談は約800件ございました。

さらに、3点目としまして、匿名加工情報の取扱いに関する情報を委員会のウェブサイトでご公表してきておりまして、情報発信を充実してきております。

今、申しました匿名加工情報の350件については、この前の7ページ目でございますので、後ほど御参考までにご覧いただければと思います。

#### <資料1-1：9ページ>

それでは、9ページに進んでいただきまして、今、申しました350社超があるということでございますけれども、ことしの9月末時点で、例えばその中では、医薬品分野では85社、金融保険分野では15社といった匿名加工情報の作成を公表しております。

3つほど、ここで事例をお示しさせていただいております。

まず、1つ目の事例でございますけれども、調剤薬局が処方箋の記載事項などから匿名加工情報を作成いたしまして、医薬データベース事業者に提供するというところで、これで新薬の開発や研究に利用しているというものがございます。

2つ目の事例でございますけれども、小売業者がIDPOSデータから匿名加工情報を作成いたしまして、メーカーや卸業者に提供してマーケティングに活用している事例でございます。

3つ目の事例ですけれども、クレジットカード事業者が会員の属性情報や利用履歴から、こちらにも匿名加工情報を作成いたしまして、これを研究機関に提供する。それによりまして、事業計画の示唆を得ることに利用しているという事例がございます。

以上が匿名加工情報につきましの御説明でございます。

<資料1-1：10ページ>

10ページ目、めくっていただきまして、こちらに非識別加工情報に関する総合案内所の開設等ということで、1枚御用意させていただいております。これは、行政機関等における匿名加工情報であるところの非識別加工情報についてでございます。これは、行政機関個人情報保護法、また独立行政法人等個人情報保護法に基づいて導入されたものでございます。

非識別加工情報に関する個人情報保護委員会としての取組を3つお示ししてございます。

まず、公的な事前相談窓口についてですけれども、昨年5月30日に個人情報保護委員会の中に行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所を開設してございます。こちらについては、1年間で問い合わせ件数144件ということで、行政機関等からの問合せが多くございました。一部、地方公共団体などからも問合せをいただいているところでございます。

2つ目のポツでございますけれども、非識別加工情報に関する情報につきましては、個人情報保護委員会のウェブサイトなどにおいても情報を発信してきております。

また、説明会については、全ての行政機関、独立行政法人と、それから都道府県も含めまして開催しているところでございます。

この結果、全141の行政機関が、昨年度末までに提案募集を全て実施済みということでございます。本年度につきましても、引き続き、相談対応、情報発信、説明会の開催を行っておりまして、各行政機関等が提案募集を開始しているところでございます。

<資料1-1：11ページ>

ページをめくっていただきまして、11ページ目でございます。こちらは、認定個人情報保護団体という制度について一言申し上げたいと思います。これは、個人情報保護法上の制度でございます。業界、事業分野ごとの民間による個人情報保護の促進を図るために自主的な取組を行うことを目的といたしまして、個人情報保護委員会の認定を受けた法人などを指したものが認定個人情報保護団体でございます。認定団体には、業界の特性に同じた自主的なルール作成に努めることや、その団体に属する対象となる事業者の皆様に指導・勧告、苦情処理などを行うことが求められます。

<資料1-1：12ページ>

認定個人情報保護団体といたしましては、次の12ページにございます44の団体が認定を受けております。各団体においては、団体に属する対象となる事業者にきめ細かく指導や相談を行っていただいております。

<資料1-1：13ページ>

最後に、13ページでございますけれども、情報銀行に関連して、一言申し上げたいと思います。このワーキンググループでも、これまでも総務省からも御説明がありまして、本日も

日本IT団体連盟様からも御紹介が予定されていますけれども、情報銀行につきましては、民間の団体等による任意の認定の仕組みということで、消費者個人を起点としたデータの流通、消費者からの信頼性確保に主眼が置かれているものでございます。個人情報保護委員会としても、このような新しい取組に対しまして、総務省、経済産業省の検討会や、そのワーキンググループにオブザーバー参加させていただいておりまして、引き続き、このような動きが進むように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安念主査 どうもありがとうございました。

ディスカッションは、後ほどまとめて行いたいと存じます。

次は、「(ii) 自治体が保有する個人情報の活用」でございます。総務省自治行政局から、資料1-2「地方公共団体におけるデータ活用に向けた取組状況について」を御説明いただきたいと存じます。

○稲原室長 総務省地域情報政策室長の稲原と申します。よろしくお願いたします。

資料は、お手元をごらんいただければと思います。

<資料1-2：1ページ>

先ほど個人情報保護委員会からの御説明もございました非識別加工情報の作成については、地方公共団体が保有する個人情報についても求められているところでございます。今、ご覧のスライドは、先ほどの個情委の資料にも入っていたものでございますけれども、個人情報を加工して、非識別加工情報として識別できない形で民間事業者等に提供していくというものでございまして、匿名加工の基準については、個人情報保護委員会が定めているものとなっております。

<資料1-2：2ページ>

2ページ目でございますけれども、これまでの地方公共団体におけます非識別加工情報の仕組みに関します経緯を簡単にまとめさせていただいております。

先ほどありましたように、一番上でございますが、平成28年5月に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、いわゆる行個法の一部改正法が成立したということを踏まえまして、平成28年9月から、総務省におきまして地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会を開催させていただいております。

ほぼ1年後の平成29年5月19日に報告書を公表させていただいたところでございます。要旨につきましては、地方公共団体の個人情報の条例においても、行個法を参考としつつ、条例改正によって非識別加工情報の仕組みの導入を図ることが適当だという方向性を出していただいたことを踏まえて、同じ5月19日に総務省から各地方公共団体に対して、条例改正のひな形とあわせて、個人情報保護条例の見直し等についてという通知を出しているところでございます。

同じ年の6月9日でございますけれども、規制改革実施計画を閣議決定しているところでございます。その内容といたしましては、この非識別加工情報について、当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても検討するという閣議決定で位置づけたところでございます。

それを踏まえまして、同年7月以降、ここに書いてあるような検討会を開催させていただいております。平成30年4月20日に報告書を公表いたしておりますけれども、その報告書の内容について大まかな要旨としては、その段階におきましては、非識別加工情報の活用事例が少ないということがございましたので、まずは活用事例を整理しながら仕組みの周知等をさらに進める必要があるということが挙げられております。

また、データを利活用する民間事業者が簡単に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備、それから、これに伴います地方公共団体の負担軽減について検討する。後ほど申し上げます作成組織というものについて提言をいただいているところでございます。

こうした検討会の報告書を踏まえながら、平成30年6月15日の規制改革実施計画においても、地方公共団体の非識別加工について位置づけをさせていただいております。要旨といたしましては、地方自治体が保有するパーソナルデータについて、立法措置（作成組織の整備を含む。）のあり方について、具体的な論点を整理し、結論を得る。それとともに、事業採算性等の実効性を検証し、その結果に基づき必要な措置を講ずるということをして本年6月に閣議決定いたしました。現在、ここに書いてございます「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会」というものを開催させていただいているところでございます。

#### <資料1-2：3ページ>

次のスライド、3ページ目でございます。経緯で申し上げました、平成29年度に開催し、30年4月20日に公表させていただいている検討会報告書の内容でございます。時間の関係もございまして、かいつまんで御説明申し上げますが、2ポツの非識別加工情報に関する現状の（2）をごらんいただきたいと思います。

検討会の中では、地方公共団体が保有する個人情報を活用するというところでございますので、区域内の住民に対して、より丁寧に説明責任を果たす観点から、具体的な活用事例の把握が必要だという指摘を受けてございますので、まずは具体的な活用事例を把握することが重要だということを受けております。

また、一番下の（4）でございます。地方公共団体の条例改正の取組状況ということで、4月20日時点の状況をここに掲載してございます。平成30年2月の時点で467団体が今後、改正予定という状況になってございました。うち、平成29年度中、30年の当初議会も含めてでございますけれども、5団体が条例改正を実施したということでございますが、多くの団体においては、国等の実情を踏まえて検討を進めることとしている状況にあるということでございます。

#### <資料1-2：4ページ>



4 ページ目でございます。そういったことも踏まえまして、引き続き検討をということでございますけれども、一番下の(5)でございますが、より効率的な非識別加工情報の作成・提供に係る仕組みの検討ということでございます。

①につきましては、条例に基づく加工に際しての受託のスキームでございますが、特に閣議決定等に盛り込んでございます作成組織等というものでございます。

<資料1-2:5ページ>

ちょっと先に進ませていただきまして、5 ページ目のイメージ図をごらんいただきたいと思います。報告書につけておる資料でございますけれども、中側の薄緑色が作成組織と呼んでいるものでございまして、①から⑤、注書きがございまして、この非識別加工情報の作成を条例で入れますと地方公共団体が加工するということになるわけでございますが、地方公共団体とは別の組織の事務として、地方公共団体が保有している個人情報の提供を受けて非識別加工情報を作成する組織というものを想定しているものでございます。その組織について、一定の基準に基づき、国が認定するという枠組みでございます。

手続といたしましては、②に書いてございますように、一番下の民間事業者から作成組織に対して提案を募集するという形でございます。

③でございますけれども、地方公共団体に対して、必要な個人情報の情報提供を作成組織へ要請する。

④でございますが、地方公共団体の要請に基づいて、個人情報の目的外提供の可否を判断の上、提供する。

最後、5 番でございますけれども、作成組織において提供を受けた個人情報に係る非識別加工情報を作成し、下の民間事業者に提供するといった枠組みでございます。

<資料1-2:4ページ>

戻りますけれども、こういった枠組みにつきまして、4 ページ目のスライドの②でございます。こういったものについて、2 つ目のポツでございます。検討に当たっては、非識別加工情報の活用の動向等を踏まえながら、加工の対象情報の範囲でありますとか必要な安全管理措置、事業採算性の確保の課題等について留意の上、検討し、整理する必要があると報告書では位置づけていただいたところでございます。

<資料1-2:6ページ>

6 ページ目、進ませていただきまして、2 つばかり、この検討会の中で活用事例として想定できるものを参考資料として付けております。

6 ページ目が、介護データに係る非識別加工情報の活用イメージということでございます。上から半分の点線の中の2 つ目の○をごらんいただければと思います。介護情報の提供を非識別加工情報として受けた事業者においては、個人属性情報、認定情報等に関するデータを用いて、例えば①でございますが、高齢者の疾患や容態による特性の分析でありますとか、容態像別のサービス利用状況の分析、自立支援による効果的なケアプランの抽出といったことで、ケアプランの開発・提供や介護予防事業の比較等を行うことが実現できるのではない

かということ整理いたしてございます。

<資料1-2:7ページ>

7ページ目は、教育データでございます。上の点線の中、※印で書いてございます。現状におきまして、地方公共団体が保有しているデータで、こういったものがなかなか含まれていない状況にございますが、今後、教育のIT化の進展に伴い、こういったデータを活用して、このような非識別加工情報の活用ができるのではないかとということで作成いたしております。

それから、2つ目の○でございますけれども、提供を受けた事業者においては、児童生徒の個人属性情報、学習コンテンツの内容情報、学習コンテンツの利用状況・回答実績に関するデータ等を分析して、既存の教材の改良や新しい教材の開発といったものに活用できるのではないかとということで整理させていただいたところでございます。

<資料1-2:8ページ>

8ページ目でございます。先ほどの経緯のところでも申し上げました、本年6月15日の規制改革実施計画でございます。こちらが閣議決定の内容となっておりますが、特にパラグラフの上から3段目でございます。現行の地方における活用ルールの実効性を検証し、その結果を踏まえ、立法措置（作成組織の整備を含む。）の在り方について、具体的な論点を整理し、結論を得る。それとともに、事業採算性等の実効性を検証し、その結果に基づき必要な措置を講ずると位置付けさせていただいたところでございます。

この閣議決定等を踏まえまして、9ページ目でございますが、去る8月21日に第1回検討会を立ち上げさせていただいておりますが、民間事業者が簡便に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担軽減について作成組織等の検討を進める必要があるということで、議論を開始させていただいているところでございます。

<資料1-2:10ページ>

具体的な検討項目でございますが、最後の10ページ目でございます。ⅠとⅡで大きく分けてございます。

Ⅰにつきましては、これまでの議論の経過等を整理しながら、検討の背景でありますとか検討の内容、基本的な考え方でありますとか基本的な枠組みを整理するものとしております。

また、Ⅱのほうでございますけれども、制度に係る主な検討項目ということで、現在、審議いただいているところでございますが、1点目として、作成組織における加工基準。2点目として、加工の対象となる個人情報の範囲等についての整理。3点目といたしまして、地方公共団体からの個人情報の円滑な提供。必要となるセキュリティ基準。作成組織の認定等、国の関与の在り方。個人情報に係るデータ形式。最後、7番目でございますけれども、作成組織における非識別加工情報の提供と各団体の条例における非識別加工情報の関係といった点について審議してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○安念主査 どうもありがとうございました。

続いて、「(iii) 次世代医療基盤法に基づくデータの利活用」です。内閣官房健康・医療戦略室から、資料1-3「次世代医療基盤法について」を御説明いただきます。

○山田企画官 内閣官房の健康・医療戦略室の山田と申します。よろしくお願いたします。

次世代医療基盤法についてということで、御説明、御紹介させていただきます。

<資料1-3：1ページ>

次世代医療基盤法は、本年の5月から施行されています。資料をご覧くださいますと、平成29年の通常国会において法案審議がされ、4月に法律が成立、そして5月に公布ということになっております。正式名称は、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」と、ちょっと長い名前でございますが、次世代医療基盤法という通称になっております。本日の個人情報保護委員会や総務省からも御説明ありましたが、個人情報を匿名加工して利活用を進めていこうという考え方に基づいた制度となっております。

法律の目的でございますけれども、医療情報、個人情報を匿名加工して、これを研究開発に役立てることにより、先端的な研究開発あるいは新産業創出を促していこうということでございます。

法律の内容ですが、ポイントは大きく3つと考えております。

1つは、政府として、匿名加工医療情報を使っていく施策の推進を図るという意味での基本方針を作る（閣議決定）。

2つ目ですが、医療情報を医療機関、病院や診療所から集めるとともに、当該医療情報を、我が国の研究開発に従事する方々に匿名加工した上で提供していくという役割を担う事業者を国が認定するという仕掛けを設けております。

3つ目ですが、国が認定する事業者に対して、医療情報を提供する主体となるのが、主に病院や診療所等の医療機関になるわけですが、医療機関からしますと、あらかじめ患者御本人に通知をして、御本人がその医療情報を提供することを拒否なされない場合には、医療機関は認定事業者に対して医療情報を提供することができる。これは、いわゆるオプトアウトという考え方を導入したものでございます。

先ほど、個人情報保護法のお話の中で、医療情報は要配慮個人情報とされており、第三者に提供する場合には本人の同意をとることが求められています。そこの関係でいきますと、この次世代医療基盤法は、その個人情報保護法の規定に対して、ある意味特例的なものを法律で改めて制定していますが、御本人に通知をして、御本人が拒否されなければ、国が認定した事業者に限ってのことになりますが、医療情報を提供することができるということを、この次世代医療基盤法の中で制度として設けたということでございます。

<資料1-3：2ページ>

医療分野の研究開発において医療情報をどう使っていこうかということについての現状と課題ということでございますが、今、全国規模で利活用が可能な医療データということにな

ると、まず思い当たるのはレセプトデータということになります。これにつきましては、厚生労働省あるいは関係各者の方々の御尽力により、かなり悉皆性が高い形で収集されている。また、これがいろいろな目的を定めて研究などに活用されているという状況でもありますが、レセプトデータというのは診療報酬明細書ということで、どのような診療行為が行われたか、その実施の情報、インプット情報と呼ぶこともございますが、これが記載されています。

一方で、最初の診療が行われて、その患者さんがどんなふうになったか。さらに、その患者さんに対して、どんな治療を行ったか。また、その数値なりデータはどうなっているのかという細かい情報、アウトカム情報と呼ばれることもあります。こうしたデータを集めていくことが医療分野では課題となっている。こうしたデータを集めるということについての制度的な課題を考えたときに、どんな制度が必要かというお話が出てきたということです。

<資料1-3：4ページ>

次世代医療基盤法の狙いとしましては、医療機関から制度への御理解と御協力を得た上で国が認定する認定事業者が医療情報を集めていく。このとき、医療情報は個人情報ですが、あらかじめ御本人に対して、認定事業者に医療情報を提供させていただきますという通知を行ってにおいて、御本人が拒否なさらなければ、その医療情報を認定事業者に提供することができるということです。

こうした形で医療情報を収集した認定事業者が、利活用者の求めに応じて、医療情報を匿名加工して提供していく。この匿名加工した医療情報を活用した研究開発の成果が、国民・患者の皆様や医療機関に還元されていくというサイクルを回していきたいということが狙いです。

<資料1-3：5ページ>

冒頭申しました、国が定めることとなっている基本方針というものが、本年の4月28日に閣議決定されて、既に公表されております。大きく4つのポイントがございますが、中身としては、特に3つ目と4つ目が非常に重要でございます。

3つ目というのは、先ほど申しましたオプトアウトの手続です。本人への通知は、基本的には書面で行ってくださいということを基本方針の中で挙げています。

4つ目は、認定事業者の認定についてですが、国民や医療機関からの信頼が得られるような法人ということと、我が国の医療分野の研究開発に資する事業者を認定していくということで、基本方針の中に位置づけています。

<資料1-3：6ページ>

この次世代医療基盤法によって、どんなことが実現されるのか例を挙げております。次世代医療基盤法に基づく認定事業者の認定は、まだ行われておらず、これからということになりますが、この制度が軌道に乗って安定的に回っていくことになると、治療効果、あるいはその治療効果に対する評価における大規模な研究の実現ということで、1つ、最適医療の提供。医師の診療におけるいろいろな御判断に当たって、大規模なデータの分析による、いろいろな情報が提供可能になる。

それから、その下の例3、最先端の診療支援ソフトの開発。AI、人工知能を活用して、例えば画像データを分析することによって、医師の現場における御判断に役立てていくということも、さらに進むのではないかとということ。

そうしたことが期待されているということでございます。

<資料1-3：7ページ>

次世代医療基盤法につきましては、国民・患者の皆様からの御理解をいただくことに加えて、医療機関のほうに対しても制度の趣旨を御理解いただくとともに、制度に協力していただく。さらには、研究に従事する方々に、この制度をうまく使って研究を進めていただきたいということがございます。政府・内閣官房としましては、この法律の共同の主務省庁である厚生労働省、文部科学省、経済産業省と一緒に、この制度に御理解、また周知・広報ということに対して取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○安念主査 どうもありがとうございました。

続いて、「(iv) 情報銀行認定に関する取組」でございます。一般社団法人日本IT団体連盟の井上様から、資料1-4「『情報銀行』に関する取組みについて」を御説明いただきたいと存じます。

どうぞよろしく願いいたします。

○井上様 今日は、お招きいただきまして、ありがとうございます。とはいえ、途中。

○安念主査 ゲストはいいです。

○井上様 代理はちゃんと置いていきますので、よろしく。

今日は、先だって10月19日に説明会を開いた内容をかいつまんで御説明させていただければと思います。概要を申し上げますと、結果的には100名募集のところ410名が参加されて、社数で言えば一般企業が200社410名、うち報道各社が15社程度という形で、いい意味でも悪い意味でも関心の高さというところが、この情報銀行、情報信託機能というところに関してはあるのかなというところは、肌身をもって感じた次第です。

<資料1-4：1ページ>

めくっていただきまして、今日御説明する内容に関しましては、この4点を考えています。日本IT団体連盟と情報銀行推進委員会、どういう役割なのかということ。あと、情報銀行推進委員会の中には、認定をやるだけではなくて、世の中の的には生活者の不安とか事業者の疑問ということがまだまだございますので、これを普及啓発する役割を担うべきだろうということで、この辺を簡単に説明させていただきます。

<資料1-4：3ページ>

日本IT団体連盟に関しましては、恐らく皆さん御存じかとは思いますが、簡単に申し上げますと、2016年7月に発足しました。これは、団体が加盟する団体です。その総元締めという形で、現在、IT業界の団体を含めて約60の団体が加入しております、そこに参加する社数でいうと5000社、そこに働く人々は、延べで大体400万人。こういうヒエラルキーを持ったIT業界の団体です。

ここで何をしたいかという目的に関しましては、もともと2016年7月の発足の時には、IT業界そのものがまだまだ課題を持って進んでいくというところで、当然、人材の不足ですとか、まさに今回、ここで議論されているような情報の取り扱いというところが、技術の進化とあわせて並行して改善していかなければいけないということがありますので、こういうものを洗い出して、可能であれば、格好いい言い方をすると政策提言、もしくは一緒に物を考えて解決していきましょうということを目的として設立された団体でございます。現状は、川邊健太郎が会長という形になっております。

<資料1-4：4ページ>

設立の目的は、今、申し上げたような形で、もともとYahoo!の会長に退きましたけれども、宮坂が立ち上げた組織になります。

<資料1-4：5ページ>

概要は、先ほど申しましたように60団体、5000企業で、これが束まった団体です。

<資料1-4：6ページ>

役員、理事に関しましては、それぞれの団体のほうから構成されているところでございます。これは、後ほどご覧になっていただければと思います。

<資料1-4：8ページ>

この中の情報銀行推進委員会に関しましては、このIT連の中で、政策委員会、国際委員会、IT教育委員会、人材育成委員会という、もともと持つておる課題解決の委員会に加えて、今回、情報銀行推進委員会という形で設置いただきました。これは、認定と付けなかったのは、一番最初に行ったように、認定だけではなくて、啓発・普及が大切だという私の思いからも含めてです。

<資料1-4：9ページ>

この中の体制がどうなっているかということに関しましては、今回の構成員の方で御参加いただいている先生方も含めまして、茶色っぽい枠の中が情報銀行推進委員会になります。委員長は私のほうで務めさせていただいております。ここの中に、情報銀行認定分科会。これは、まさに認定をやっていこうじゃないかという分科会で、もう一つは普及促進分科会になります。

認定分科会に関しましては、もともと総務省様と経産省様のほうで設定いただいたガイドラインのバージョンアップ、認定スキームに基づきまして、そこのちょっと曖昧なグレーのところをはっきりと基準化、もしくは分かるような形に整えまして、認定委員会には民間企業が一切入らず、基本的には有識者のみで構成されます。委員長は、ここにいらっしゃる

す森先生で、あとは消費者団体のほうからも入っていただいて、認定行為そのものに民間事業者は一切かかわらないという形であります。

当然、ここに関しては、生活者及び一般企業からの苦情相談窓口が一番重要だろうということで、苦情相談窓口を設置する。

もう一つは、普及促進分科会。先ほど、三原参事官のほうからも言われましたけれども、情報銀行というのは新しい事業領域ですので、ややもすると、認定を行って、プロモーションは民間事業者が勝手にやってねと言うと、市場は多分活発化しない。そういう意味でいくと、苦情とか不安で窓口に入ってきたものに関しては、この委員会は生活者に安心・安全の普及をしていくという大もとの役割が必要なのではないかというところを担っていきます。

そういったものが正しく回っているか。冒頭申し上げたように、認定に関して民間事業者は一切触れませんというものが正しく運用されているかというところを、きちんと監査・諮問するということで、これはたまたま今日、隣に座っていらっしゃいます宍戸先生が委員長になっていただきまして、正しい運用が公平性・中立性を持ってやっていただいているかというところを監査していただく。これが組織の大もとでございます。

行政オブザーバーに関しては、総務省様、経産省様、内閣官房様が入ってしていくという形です。

<資料1-4：10ページ>

具体的な名簿に関しましては、監査諮問委員会委員の皆様方は、宍戸先生を初め、慶應大学の神武先生、今日御欠席の越塚先生、あとは古谷先生という形です。

<資料1-5：11ページ>

あと、認定委員会の委員は認定をおろすほうで、これに関しましては、森先生を初め、筑波大学の石井先生、明治大学の菊池先生、加毛先生、長田先生、武藤先生で、これでちょっと特筆すべきは、データ倫理。個人情報保護というのは、ルールを守っておけばよくて、経営者がこれで責任を持つと言えば終わるのですけれども、生活者からのデータを我々が受けて運用することに関しては、その運用する情報銀行の事業者がどういう倫理観を持って、どういう約束事を持って、生活者と社会に対して回していくかということ是非常に大切だと思います。こういった部分で、データ倫理の専門家。

これは、日本はほとんどいないのですけれども、武藤先生が入られてやっていくというところが、日本型情報活用というところの一つの試みかなという形で参加いただきます。

<資料1-4：12ページ>

認定に向けた主なスケジュールに関しましては、先日、行ったのが10月19日の説明会。ここに関しましては、情報銀行認定に関する申請のガイドブック、こういうものを取りそろえてくださいというものと、あとは、さっき言ったデータ倫理に関するモデル。他に、情報銀行事業者と生活者、情報銀行事業者と、それを使う人たちというモデル約款を3種類用意しまして、こういったものをちょっと丁寧にやりたいとの想いで、11月に整えパブリックコメントをかけます。そこでの意見収集をもって、具体的には12月ごろを予定していますけれど

も、認定申請受付を開始したい。

でき得れば、その状況を見てですけれども、本年度中には初号認定という形を出していきたいなというところを、大まかなマイルストーンとして設定しているところでございます。

<資料1-4：14ページ>

認定分科会に関しましては、さっき言ったような基本方針。申請に関しては、有識者であっても利害関係がある可能性がありますので、そういう方々は利害関係のある企業の認定委員にはかかわらないとか、あと、事業者（法人）、サービス、どちらも認定する。

基本的には、書類とヒアリングによる審査が原則。あと、基本は、ガイドラインによっては、プライバシーマークとISMS認証みたいなものをとっていることが前提とされておるのですけれども、当然、ベンチャー企業とか、そういう小さいところに関しましては、持っていないところがありますので、そういう場合は現地審査でも対応していこうじゃないかというところ。

あとは、2年ごとの更新ですとか、認定された事業者及び違反した等々という言い方が適切かどうかかわからないですけれども、そういうものはホームページ等で公開していきましょー！というような基本方針を掲げています。

<資料1-4：15ページ>

こういう基本的な方針にのっかって、認定までの全体フローというところを提示しています。ここでのポイントは、本申請の前の事前申請。当然、初めての試み、初めての事業ですので、書き方が分からないということから始まって、こういう資格をうちの会社は持っていないとか、こういう場合はどうするのかという事前の相談受付をやって、そこで丁寧にやりとりをしながら本申請という形で整えていこうかなと思っております。

<資料1-4：16ページ>

あと、申請におけるポイントに関しましては、基本的には情報信託機能の認定に係る指針 ver. 1.0に準拠していきますというところと、要配慮個人情報等は今回の認定に関しては対象外としています。

あと、そこの指針 ver. 1.0の中で、プライバシー保護対策等というところが認定基準としてはちょっと具体的じゃなくて、あえて抽象化されているところがありますので、そういう部分を具体的に明記していくというところを整えています。

あとは、審査に必要な提出書類を追記しています。

<資料1-4：17ページ>

あとは、モデル約款に関しましても、情報銀行と生活者個人、情報銀行と情報提供先事業者、情報銀行と情報提供元事業者、この3つに関しまして、基本的にはモデル約款を提示した上でどう運用するかというところを、情報銀行事業者に求めていくということです。

<資料1-4：18ページ>

苦相談窓口の設置。

<資料1-4：19ページ>



あと、本申請から認定までの期間というのも、おおよそ4カ月程度で定義しています。ただ、これは事前の相談内容によっては大きく変わるところと、審査・認定料金に関しましても、仮ではございますけれども、参加いただいた皆さん、桁が3桁なのか、4桁なのか、ましては1桁なのかというところがあります。これは、プライバシーマーク等々の認定のスキームを参考にしまして、審査料でおおよそ70万検討、認定料は50万、2年間有効というところ です。

あと、提出書類に関して提示しています。

<資料1-4：21ページ>

普及促進分科会に関しましては、情報銀行の一つの妙味です。今までの情報活用ビジネスは主にB2Bで行われていたところでございますけれども、ヨーロッパからのGDPRということを含めると、中心は生活者であるので、生活者が起点となって情報活用が促されるというところで、生活者の不安をどういうふうに払拭していくのかを含めて、事業者・社会を見据えた普及戦略を立てまして、認定で得られる費用を普及のほうに回して行って、ここであえて利益を生まないような形で、エコシステムで回していきたいなと考えていますというところが、先だって19日に説明させていただいた概略でございます。

私からは以上です。

○安念主査 どうもありがとうございました。

それでは、これから大体4時50分まで、30分強、時間をいただいておりますので、どなたからでも、どのプレゼンに対してでも結構でございますので、御発言いただければと存じます。

どうぞ。

○宍戸構成員 東京大学の宍戸でございます。発言の義務を履行しないと帰していただけないということですが、私、この後、校務がございますので、安念先生のお許しを得るために発言させていただきたいと思っております。

3点ございます。1点目は情報銀行、2点目はGDPRと国立大学法人の問題、3点目はヘルスケアの問題、それぞれ少し分けて、1、2は簡単ですが、3つ目はちょっと長く、発言させていただきたいと思っております。

まず、1点目の情報銀行につきましては、このデータ流通のワーキングの前身であるワーキングで、PDS、データ取引市場と並んで、いろいろな御検討があり、それが降っていったあげく、最後、私のところに下りてきて認定スキームをつくるお手伝いをさせていただきました。その間におきましては、経産省さん、総務省さんに大変な御尽力をいただいて、今、井上さんから御発表あったとおりの、IT連において情報信託機能の民間の認定のスキームができたわけでございます。

この間、このワーキンググループに御参加の構成員の皆様、関係省庁の方々の御支援に厚

く御礼申し上げますとともに、情報銀行あるいは情報信託機能のあり方は、その民間の認定スキームとはまた別に、例えば本日おいでの方の橋田構成員のほうで、教育分野の情報銀行など、さまざまな形の利活用はあるのだらうと思います。それぞれが何か対立するというのではなくて、両方、いろいろな使い方があり得る。それが重なる点、あるいはそれぞれの分野ごとの使い方を、例えばこのワーキングなどでよく鳥瞰していただいて、またいろいろ御指摘等いただくといいのではないかとというのが1点目です。

2点目は、本来、今日の話とちょっと違うのかもしれませんが、GDPRで現在、日本もEU側から十分性認定を取得すると同時に、逆に日本もEUに認定するという手続が最終段階に進んでいるものと思います。これは、EUからの個人データの移転が認められるわけですが、この認められる範囲が個人情報保護委員会の監督を受ける範囲であろうかと思えます。そうすると、民間事業者は、このたびEUから個人データを持ってこることができるわけですが、私が勤めております国立大学法人はどうなるのだということで、どうもこれは十分性認定の外であるのだらうということです。

そうしますと、我が大学などについて申しますと、例えばEU域内の市民の方が東京大学を受験する、そして研究者としておいでになるとか、いろいろな研究のデータを持ってこることがどうなるのかという問題が当然あるわけですが、多分、国立大学法人ごとに、そういったことについての対応をしなければいけないというのは、いろいろな意味で難しいところがあるのだらうと思います。

つきましては、日本における研究、あるいはEUの研究機関と日本の研究機関の間の連携を進めていくということとの関係、これは研究の国際的な競争力の確保にもかかわりますので、ぜひ文科省と、これは個人情報保護委員会の所管外だということかもしれませんが、あるいは総務省行政管理局等々、協議いただいて、例えば国大協で何かガイドラインをつくっていただくとか。

恐らく民間の私立大学も同じような問題があると思いますので、日本国内の国公立と私立、それからEUの研究機関の間で何か問題が起きていないか、うまいガイドラインとかをつくっていただけないか、ちょっと御検討いただければというのが2点目でございます。

3点目がヘルスケアでございますけれども、今日、お話がございました。自治行政局において、いわゆる2000個問題に関連するようなことについて、いろいろ御検討いただいたり、また、そもそも行政機関個人情報保護法改正の際お手伝いしたときも、どれだけヘルスケアについても現実のニーズがあるのかという御議論をさせていただいた記憶がございます。

ヘルスケアに関連して、データの流通・利活用を進めるといった場合に、大きく2つ、ビッグデータとして、本人の同意をあまりとらない、あるいは本人のコントロールビリティを押さえた上で、大量のデータを個人の粒度を集めて使うという部分と、逆に医療であったり、いろいろな研究とかの関係で、いわば本人を特定できる形でクオリティデータを溜めていて、そして本人に返していく、あるいはさまざまな分野で利活用していく、その2つの側面があるのだらうと思います。

前者の側面が、匿名加工情報とか非識別加工情報とか、先ほど御紹介いただいた次世代医療基盤法の枠組みであるだろうと思います。この次世代医療基盤法については、どうしても病院・医療機関から情報が提供されるという部分を考えますけれども、ガイドラインを見ても、必ずしもそれだけではなくて、事業者が有する健診情報なども提供できる。当然、自治体が保有するさまざまな健診情報なども提供できるはずであるわけです。そうすると、その提供できる範囲、社会的に、あるいは住民が受容できるということも含めて、どういう形であれば、例えば自治体がこういった健診情報などを提供できるのか。その範囲をきちんと決める。

また、現在のガイドライン等では、病院など医療機関でどうやって丁寧なオプトアウトをするかということ念頭につくられているようにも思いますので、そういった場合の丁寧なオプトアウトの方法と提供できる情報の範囲について、ある程度きちんとした整理というものがあつたほうがいいのではないかと、ビッグデータ関係で思います。

他方、クオリティデータにつきましては、現在、厚労省のほうで御検討が進んでおまして、医療等IDの話がありますけれども、これはナショナルデータベース間での情報のやりとりとか、地域医療情報ネットワークとか、医療機関の間での活用ということにひとまずなるわけでありませう。

それ以外の分野で広い意味で医療に関連する情報を活用しようと思うと、個人情報とかプライバシーの観点からみると、まさに情報銀行あるいはPDSの検討の前提にあつたように、健康・医療に関する情報を1回、本人に戻す。そして、本人がそれをさらに外に提供していくという形で、本人のコントロールビリティを確保しながら、あちこち移していくことになるでしょうし、現に健診情報などは本人に相当程度戻っていると思うのですが、野放図に本人の側にあつて、それを本人が簡単に提供してしまうということだと、またこれはプライバシーリスクの問題があつたりするわけでありませう。個人にとつても余りいい状態でないのかもしれないわけだ。

この点は、情報銀行で医療情報を取り扱うことができるかどうかという議論の中にもいろいろ出てきているのですけれども、ここはちゃんとした医療情報の利活用を進めるために、本人にどういう形で戻すのか、本人がどういう形で持つのか、どういう形で提供するのかといったことについて、きちんとした整理が必要ではないか。とりわけ、その情報の規格がある程度そろつていたほうが、多分望ましいという部分もあるかと思ひます。

随分長くなりましたが、この3点目のヘルスケアにつきましては、関係省庁、もちろん健康・医療戦略室は当然でございますけれども、厚労省、経産省、それから、総務省の中も、今日、大勢おいでのように、またがってやられると思ひますけれども、それとIT室において、そして当然、個人情報保護委員会が緊密な連携をとつて、このあたりを少し整理していただいたらいいのではないかと、情報銀行の検討とかをお手伝いして思つたところだ。

長くなりましたが、以上でございます。

○安念主査 どうもありがとうございました。

1点目の鳥瞰も、2点目もなるほどと思うところがあり、3点目はややスペシフィックな話でしたが、医療関係は、今日は、矢作先生がいらっしゃらないので、松本先生、話を忘れないうちに何かコメントいただければ。

○松本構成員 次回が医療、ヘルスケアのことをやるのではないかと聞いていたので、発言を控えようと思いましたが、今、宍戸先生が御指摘になったように、厚生労働省は健康保険証番号、マイナンバーを紐付けすることによって、クラウド型にデータを上げよう、集約しようとしておりますけれども、それは全部紐が付いている。要するに、個人が特定できる。

それと、もう一方、匿名化された情報も出せということになっていますので、多分これは、個々の病院に負担をかけますとうまくいかないのではないかと考えています。せっかくクラウド型にして情報を全部集めるのであれば、そこから匿名化されたような情報が出てくるなら、日本のシステムの中ではうまくいくのではないかと今、感じています。

以上です。

○安念主査 ありがとうございます。また、次回以降、具体的にお話をいただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。とりあえず健康・医療分野での御発言がありました。

ほかにどうぞ。今の分野でも、ほかの分野でも、もちろん結構でございます。

林先生。

○林構成員 すみません、私も退出しなければいけないので、ありがとうございます。

今、宍戸先生からいただいたヘルスケア分野のお話は、規制改革会議においてこの2年来、特にデータポータビリティという観点で取り組んでおりまして、ことしは特にここを中心に議論してまいりたいと思っております。関係各省の方には、ぜひ御協力いただきたいと思っております。

また、本日の資料1-2の3ページの(4)地方公共団体の条例改正の取組状況については、2回にわたって規制改革会議から閣議決定された答申を出している部分でもあるのですが、この書き方について、1点質問と意見がございます。まず、「平成30年2月時点で467団体(都道府県4団体)」とあるのですが、質問は、「都道府県1つずつで4団体なのだとしたら、残りの県のお答えはどんなお答えだったかということ、

それから、今後、「改正予定(うち平成29年度中に5団体が実施)」という記載について、29年度中に実施してくださった5団体というのはどちらなのか、ぜひ伺ってみたいと思えます。

最後に意見ですが、アンダーラインが引かれている「国等の実情を踏まえて検討を進める

こととしている」。これは、どういう意味なのか、教えていただきたいと思います。また、資料2の、これまでのワーキングにおける構成員からの主な意見の(1)の4ポツにも、「自治体ごとの解釈の相違を盾にして利活用が進まないことがないように、国主導で検討を進めるべきではないか」と記載されていますが、2回にわたって規制改革会議でも答申を出し、閣議決定いただいているわけですし、「国等の実情を踏まえて検討を進めたい」と、自治体の皆さまがおっしゃっているのであれば、何も条例改正を待つことなく、国主導で立法を進めていただきたいと考えております。

以上です。

○安念主査 総務省さん、いかがですか。

○稲原室長 ありがとうございます。

まず、都道府県については、全47団体ございます。したがって、4団体と差分の43団体はどんな状況なのかということですが、こちらのアンケート調査におきましては、条例を改正する予定があるかという聞き方をしておりますので、なお検討中という回答が43団体あるという実態でございます。

それから、5団体でございますけれども、うち2団体は都道府県で、3団体が町となっております。都道府県名で申し上げますと、鳥取県と和歌山県となっております。それから、町で申し上げますと、愛媛県伊方町、宮崎県の五ヶ瀬町、川南町の計5団体となっております。

それから、その下のアンダーラインの「国等の実情を踏まえて」というところでございますけれども、2つ意味がございます。1つは、この非識別加工情報の活用事例について、総務省の有識者検討会の報告書でも出されておりますように、行政機関を含めて、具体的に加工されて、どのように活用されているのかという事例がなかなか出てきていない現状も踏まえて、まずは事例も見ながら条例改正していきたいという意向を持っているというのが1点ございます。また、今、先生がおっしゃったような、国における検討状況を踏まえて、自治体における検討を進めたいと言っている、その2面がございます。

以上です。

○安念主査 ありがとうございます。

林先生、いかがですか。

○林構成員 検討会が既に立ち上がっているということなので、ぜひ前向きな議論を期待しており、また時々進捗を伺っていただきたいと思っています。

○安念主査 ありがとうございました。

では、橋田先生から。

○橋田構成員 3点あります。

さっき宍戸先生が、私がかかわっている教育関係の情報銀行とおっしゃったんですが、あれは情報銀行ではなくて、PDSです。お間違えのないように。

2点目は質問ですけれども、同じ資料1-2の5ページで作成組織というものが出てきますが、これはどういう位置付けなのか。作成組織と次世代医療基盤法で言うところの認定機関と似ているような気もするのですが、いかがでしょう。認定機関に関しては、吉原先生の千年カルテが最有力候補だと思えますが、吉原先生は昔からEHRをやられていて、医療データは患者のものであるというお考えなので、千年カルテにはAPIが設けてあって、それを使って個人がアプリでそのデータを取ることができる仕組みに既になっているわけです。

それと同じようなことが、この地方公共団体に対する作成組織というところでも想定されるかみたいところをちょっとお伺いしたいというのが2点目です。

3つ目は、情報銀行に関してですけれども、前回、前々回でしたか、ガイドラインに関する御紹介があったときに、これも宍戸先生が答えてくださった話だと思えますけれども、データポータビリティにちゃんと対応しなさいということになっているということなので、今後、認定される情報銀行もデータポータビリティに対応するのだろうと思えます。

以前からデータポータビリティに関して、あまり無理に強制しないでくれみたいなことを事業者さんがおっしゃっているのは、私の前々回ぐらいの発言と関係しますけれども、御本人にデータをお渡ししてしまうと、御本人がそのデータを勝手に使って、他所から物を買ったりするという事になったときに、我が社としては何の得もないじゃないかという懸念から来ているのだと思えます。実際、情報銀行としてデータポータビリティに対応したときに、情報銀行が本人にデータを提供したら、いろいろな事業者さんが嫌がるのではないかという懸念があるような気がするのです。

そのところで、これは資料2の(4)データポータビリティの下から2番目、データポータビリティにより個人が自分のデータを活用するようになれば、企業にとってもエコシステムが成立するのではないか。これも私の発言に基づいていると思えますが、この次があって、世の中全体で儲けが増えれば、その儲けが増えた分に対して、データ提供事業者は貢献しているはずだから、その貢献分に応じたキックバックをもらえるということがビジネスモデルとして成立すれば、それはエコシステムになるはずだということを申し上げたと思えます。

その関係が情報銀行の間でも成り立つのではないかと思います。つまり、情報銀行から本人にデータが戻ってきたときに、そのデータを本人が別の情報銀行に預けるということは十分に考えられるわけですが、そうすると、情報銀行はお互いにうれしいはずですが、情報銀行Aから本人経由で情報銀行Bが取得したデータで何らかの利益が上ったときに、情報銀行Bはそれを情報銀行Aにキックバックするのかというあたりの仕組みをうまく整理し

ておくと、複数の情報銀行からなるエコシステムが成立するのではないかということをお最近、考えておりました、ぜひ参考にしていただければと思います。

○安念主査 井上さん、今のような、いわば情報銀行間の取引というか、情報のやりとり、それはマネタイズする可能性も含めてということですが、例えばそういうことは想定していらっしゃるのですか。

○井上様 当然あり得ると思います。ただ、先ほどの宍戸先生の話もそうですけれども、情報銀行的なビジネスというのは、今も何となく存在していると思いますし、そこでの大きなポイントというのは、今回、付与認定という形で、国もしくは、その有識者が示した、ある一定の基準を満たしているのか、満たしていないのか。別に満たしていないから悪いという話ではなくて、生活者が選ぶときの選択肢という目線が全くないとしんどいですねというところでやっています。

なので、情報銀行そのものは、いろいろなところがビジネスとして活性化していけばいい流れの中で、今、申し上げたようなところはあり得ると思いますけれども、事実として、情報銀行間というより、データポータビリティの議論というのは、生活者が企業に言って、このデータを右から左に移してくださいねというところが、現実的に今の仕組みで可能なのかというと、要はデータのフォーマットも違えば、APIの性質も違うというところが現状だと思います。

ただし、橋田先生がおっしゃるように、アプリレベルでそれができ得るようなサービスをしているところは、生活者の許可を得て連携していけば、より一層大きなエコシステムになるのかなと思っていますので、まず、情報銀行の事業者、事業が市場として立ち上がってきた中で、AのデータとBのデータが組み合わせれば、より有益なサービスが生活者に与えられるというところが1つのメッセージだと思いますので、そういう部分は同時並行で整備していく必要があると思います。おっしゃることはわかりますということです。当然、そういうことも出てくると思います。

○安念主査 ありがとうございます。どれだけ使い勝手がいいアップができるかということですね。

作成組織でしたか。僕もよくわからなかった。総務省さん、ちょっと教えていただければ。

○稲原室長 私どもの資料の5ページをごらんいただいて、橋田先生のほうからコメントいただきました。いわゆる次世代医療基盤法の代理機関と似ているのではないかという御質問でございました。

私どもの考えといたしましては、確かに国が認定を行うということで、似ている面もあるのですが、2つございます。

1つは、地方公共団体の負担を考えた場合に、現状では、総務省より、条例を改正して非識別加工情報の仕組みを導入するという事を申し上げているのですが、小規模団体も含めて考えますと相当な負担になる団体もあるだろうという点も、考慮したいということ。

それから、民間事業者の方から考えてみると、それぞれの自治体に提案するのは大変負担となるだろうということで、より簡便な形で提案するという事を考えた場合に、このような枠組が考えられるのではないかとこのことを昨年の有識者検討会でも出しまして、細部については今年度の有識者検討会で検討いただいているところでございます。

○橋田構成員 ちょっと追加でよろしいですか。

さっき千年カルテの話をしたのは、たまたま千年カルテは患者さん御本人にデータを返すという仕組みを整えているわけですが、この作成組織も本人に顕名データを返すということが想定されているのでしょうか。もし想定されていれば、それは2000個問題の解消を国がトップダウンでやるということもあるとすると、それとの関係はどうなっているのでしょうか。

○安念主査 いかがでしょうか。

○稲原室長 すみません、千年カルテは不勉強で恐縮なのですが、基本的には地方公共団体は、このフレームにおいて個人情報を作成組織に出す。それを作成組織が加工いたしまして民間事業者に渡すという仕組みを考えてございますので、何らかのものを地方公共団体に戻すということは現在考えておりません。

○橋田構成員 ではなくて、本人に。

○稲原室長 地方公共団体が本人から個人情報を収集していることもございますので、仮に必要となれば、その地方公共団体に対して請求いただくことになると思いますが、いずれにしても、匿名加工した後、地方公共団体に対して何らかの情報を返すということは考えておりません。

○橋田構成員 すみません、次世代医療基盤法のほうは、データは認定機関に行ってしまうので、認定機関は種々の法律に反しない限り、そのデータをどう扱っても構わないわけで、本人に返すのは当然オーケーということだと思いますが、作成組織はそういう建て付けではないということですか。

○稲原室長 そうです。個人情報は、あくまで地方公共団体が持っているものを複製して作成組織のほうに出していきますので、当然のことながら、行政事務に必要な個人情報かと思



いますので、生データは自治体に残り続けるということを考えてございます。

○橋田構成員 残るのはいいのですけれども、コピーが作成組織から本人に渡ってもいいかということです。

○安念主査 それは、今のお話では戻らない。

○稲原室長 そこは、作成組織の役割としては想定していないというのが1点と。

そこをするのであれば、それを目的外の提供ととるのかどうなのかは分かりませんが、なぜその本人に戻す必要があるのか。もともと自分のデータを申請等に基づいて自治体に出しているわけですので、その辺の必要性とかが議論の対象になるのかなと。

○橋田構成員 たとえば自治体立の医療機関が結構ありますが、そのデータを本人が持って、さまざまな多職種と共有するというには本人のメリットもありますし、その他、教育データ等、共有によってメリットが生じるケースはあろうかと思えます。

○安念主査 ちょっと検討課題にしましょうか。事務局で今の点をテイクノートしておいてください。

ありがとうございました。

根本構成員、済みません、お待たせしました。

○根本構成員 大もとの議論に戻ってしまいますが、個人情報法と行個法と各地方公共団体ごとの条例等の個人情報保護法制2000個問題に基づく問題が顕在化しているように思われます。今の橋田先生のお話もそうですけれども、個人情報保護法制が一本化されなかったことによる問題点がどんどん広がっていると感じます。一本化すべきだろうというのが、もともとの考えです。

2点目の問題は、個人情報保護委員会を作った際に、個人情報に関する監督権限を個人情報保護委員会に集約していくという大きな考え方があったはずなのですが、次世代医療基盤法には、主任の大臣を4名にすると記載されています。このように特例法をつくることで、主任の大臣が増えることがいいのだろうかと考えてしまいます。個人情報法を改正したときの大きな考え方がどんどん否定されていくような気がいたします。

もう一つは、次世代医療基盤法の関係です。医療情報は、その使い方によっては非常に大きな効果を持つということがわかっている中で、なかなか使わせていただけておらず、うまくいっていないというのが現状です。そうした現状を何とかしようと思って次世代医療基盤法をつくったのだらうと思いますが、ガイドラインを読むと、これまでに蓄積した医療情報について、対面で本人にオプトアウトできますといったお話しをした後でないと使えないこ

とになっているように感じました。

ということは、次の来院時に本人に確認を行うまでは、全員のデータが手元にあっても使えないということかと思います。画像データの数が勝負を分ける領域もございまして、もうちょっとうまく、もう一ひねりした工夫ができないものでしょうか。海外の状況を見てみると日本は、医療分野でさえ、どんどん遅れていっているといことを毎日のように感じる状況です。日本だけ、とにかく壁を立てて、これはルールがないから使えないということになっているような気がしております、そこの一工夫をぜひお願いしたいというのが3点目です。

それから、地方も基本法をつくって、とにかくデータ利活用を進めるのだというところまでやったのはいいのですが、利活用するための検討会が恐らくこれで2回目か3回目の開催で、常に検討しているという状況ではないかと感じております。いつになったらできるのかなど、ひたすら待っているような気がして、これも先ほどの2000個問題を解消するような一本化された法制さえできれば、全て解決していたのにと。これはぼやきです。

それから、先ほど、GDPRに関連して宍戸先生からお話がありましたが、宍戸先生の事例というのは、基本的に本人同意を前提としていることを前提にすれば考え過ぎておられるのではないかと思います。本人に了解をとらずに移転する場合にどうするかということですので、問題点の整理が少し必要なのではないかと感じました。

最後にもう一度改めて申し上げますが、データポータビリティのお話とか、いろいろ出ているわけですが、医療だけは別ということで、情報の種類によって取り扱いの方法を変えらるとなると、情報の境界の画定という膨大な作業が出てきて、恐らく全ての情報を取り扱ってはだめという結論になりかねません。情報の間に壁を立てるのだけはぜひ御容赦いただきたいと思います。

以上です。

○安念主査 ありがとうございます。

では、森先生、関構成員と行きましょう。森先生。

○森構成員 ありがとうございます。

先ほどの地方公共団体の非識別加工情報のことでちょっとだけ申し上げますと、作成組織は、別にデータのアグリゲーションみたいなことをしているわけではなくて、匿名加工するデータを削ってしまっているわけですので、どちらかという本人に返すといえますか、本人が欲しいのは、個々の自治体において自分のどんなデータを持っているかということですので、そちらではなくて条例に基づく開示請求の話かなと思いました。

すみません、私が専ら申し上げたかったのはそれではなくて、実は、今日、個人情報保護委員会がFacebookに対する行政指導をしたと公表されていまして、今日のテーマはデータの流通・活用なので、そういう法執行について資料に入れて発表されることはなかったのだと

思いますけれども、こういうものも私は流通とか活用においても重要なことではないかと思っています。1つはケンブリッジ・アナリティカで、1つは先般公表があった情報漏えいの問題ですけれども、一番トップの行政指導対象となっている内容というのは、ソーシャルプラグインの問題です。

これは簡単に言うと、いいね！ボタンでウェブサイトの閲覧履歴を収集して、個人情報として管理しているところの問題ですけれども、Facebookは登録個人情報を持っているので、そのいいね！ボタンが設置されたウェブサイトを見に行くと、Facebookのウェブサーバにアクセスすることによってクッキーをもらったりして、結局はその閲覧行為がわかってしまう。

つまり、何もしなくても、個々の登録ユーザーが何を閲覧したか分かってしまうけれども、それに対する説明がどうなのかということ、保護法との関係で問題にされているわけですが、これはウェブの閲覧だけの話ではなくて、これからいろいろなところでセンサの技術が発展してくるにつれて、いろいろな形で問題になることだと思います。例えば、アプリを提供している人がその位置情報をとれるようにしていれば、そのアプリに仮に登録情報がなくても、その位置情報は広告IDと一緒に管理されるものですから、それが別のところに行くと個人情報とくっついてしまうことがあるということで、そういう事態はいろいろなところで生じてきます。

そういうことも考えて、安全に、適法にと言ったほうがいいかもしれませんが、適法に流通できるようなルールの整備というのも、これから一段と重要になりますし、また、テクニク的にも難しくなってくるだろうと思いますので、それをちょっと申し上げておこうと思います。

以上です。

○安念主査 ありがとうございます。

関構成員。

○関構成員 ありがとうございます。

先ほど来の、各構成員からのコメントと重複する部分が多々あるのですが、2つコメントさせてください。

1つは、地方公共団体のデータ活用についてです。これは、民間事業者から見て、利用しやすい仕組みにぜひしていただきたいと考えております。非識別加工情報の話に限らないと思いますけれども、各地方公共団体ごとに条例の内容が違っていたり、条例があるとか、ないとかといった状態がありますし、提供を受けるに当たっての手续とか、提供される内容とか方法といったものができるだけ統一されるような形で持っていっていただきたいと思えます。

先ほど御説明のあった作成組織で解決されるのかどうか、よくわかりませんが、いずれにしても、国が法律的な制度構築も含めて、強力なリーダーシップをとって、そういった方向

で進めていただきたいと思います。

2点目が、今のことにちょっと関係しますが、民間企業の個人情報保護法と、それ以外の個人情報保護法が違っているというのが、少し弊害が出てきているのかなと思っていました。国、それから地方公共団体であれば、その条例とか、それぞれ別々ですので、こういったものは一つの法律の中で手当てしていくべきだろうと思っていますので、将来的な課題になるかもしれませんけれども、ぜひそういうことも検討いただきたいと思います。

以上です。

○安念主査 ありがとうございます。

あと一方。では、原先生、どうぞ。

○原構成員 すみません、最後に2つほど質問です。

1つ目が、先ほどから話に出ている地方公共団体向けの作成組織に関連した質問です。作成組織の話題の前に、個人情報保護委員会さんから行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所の話しをしていただきました。その中で、平成29年度に約2000件の提案があったという話をされたと思いますが、これらの提案を行政機関等が受け付けた後に、その後のデータの加工や受け渡しがどこまで進んでいるのか、また誰が実際にそれを行っているかについて、お尋ねしたいのです。もし作成組織と関係があるのであれば、そのあたりも併せて教えていただければと思います。

2つ目が、日本IT団体連盟さんが19日に行われた説明会についてです。200社ほどの企業が参加され、好評だったという日経の記事も先ほど読みました。参加企業からの質問として、費用以外に、どういった懸念や疑問点が出されたかについて、可能な範囲で教えていただければと思います。

以上です。

○安念主査 ありがとうございます。

第1点は、個情委さん。

○三原参事官 御質問ありがとうございます。

恐らく今、パワーポイントが出ております10ページの下の1932ファイルということについての御質問かと思えます。実は、これは昨年度、141の行政機関等が提案募集を行った際、行政機関等はこういうファイルが非識別加工情報の対象となりますという提案募集を公表いたします。それをご覧になった民間事業者などの方が、例えば教育のファイル、入試情報といったファイルについて非識別加工情報が欲しい場合に、民間事業者等のほうから提案をいただくというたてつけになっておまして、行政のほうは1932ファイルを用意する。それに対して、民間からの提案のアクションをいただくというところがこの制度の仕組みになってお

ります。

昨年度につきましては、この141の行政機関、提案募集までは全て実施したのですが、大変残念なことに、民間側からのこういう形でどうかというアクションの実績がなかったということでございまして、今年度につきましては、このところを我々も力を入れて周知・広報をやっているというところでございます。

○原構成員 ありがとうございます。

○安念主査 IT連さん、いかがですか。

○小川様 井上が退席しましたので、事務局の小川が代理で答えさせていただきます。

いろいろな方々からお問い合わせとかが寄せられているというのは理解しているのですが、その中身について、ごめんなさい、まだ深く読み切れていないので、私の記憶の中にあるものだけで申し上げます。一番多かったのが、先ほどの式次第の御説明では洩れていましたが、「我々『IT連が考える情報銀行の姿』みたいなビデオ」を流したのです。そのビデオをもう一度見たいというお話です。

その次に記憶の中で残っているのが、先ほどの認定フローの説明で、一番最初に「事前申請を行います」と申し上げたのですが、先ほど「具体的に事前申請のためには、どんな資料を用意したらいいのですか」といった具体的な事例です。これは、多分かなり前向きにやろうと考えていらっしゃるころだと思います。そういうところがメインになっております。もうちょっと整理したら可能な範囲で提示させていただきます。

○安念主査 教えていただけると、大変興味深いところですね。ありがとうございます。また、今後ともよろしく願いいたします。

大体時間になりました。今日も技術の問題と制度の問題と、両面からいろいろ貴重な御指摘をいただきました。私はローヤーなので、制度周りのことだと割にぴんとくるころもあるのですが、これも前からの話ですが、地方自治体の問題が1つありますね。これを、根本さんじゃないけれども、私のぼやきですが、非識別加工というのはしょせんスペックの問題なのだから、そこで別に地方分権とかを尊重しなければならないような領域じゃないのではないかと思うのですがね。もう一つは、医療情報のことは、何人もの先生から御指摘いただいたのですが、事務局はどういうふうにお考えなのか、ちょっと伺ったほうがいいかもしれない。痛しかゆしのところがあって、ほかの情報とミシン目を入れたような扱いをすると、またそこで垣根ができてしまう。これは、根本さんがおっしゃったし、僕もそのとおりだと思います。ところが、一方、この領域は国民の関心も非常に高いし、情報を預けることによるベネフィットも分かりやすいから、ここを何とかある種の突破口というか、典型例として、だんだん育成していきたいという思いもあると思います。

だから、両方の側面があって、大変重要だし、大変難しいと思うのだけれども、とりあえず当会議としては、この問題をどういうふうに扱っていけばいいか。そもそも我々の座敷の話じゃないのだというのもあると思いますが、事務局から何か御見解があれば。

○吉田参事官 先ほど宍戸構成員からの発言もあり、今の安念先生からの発言も踏まえてですけれども、医療・健康分野の分野に特化した検討というものが、先ほど根本構成員もおっしゃったような特例扱いをするということではなくて、制度として次世代医療基盤法ができ上がって、それから各府省においての検討も進みつつある先進分野と言えます。そういった状況を整理して、まずこの分野において、ビッグデータ収集、それから個人の情報を本人に戻す仕組みを作るときにどれだけの障害があるかということ掘り下げて考えてみる。その結果をできる限りほかの分野において共通な課題は何かという形で広げていく、そんな検討ができればいいなと思っている次第です。

○安念主査 分かりました。それは、ちょっと方向性が見えてきてよかったです。ありがとうございました。

それでは、今日のディスカッションはこれぐらいとさせていただいて、なお御意見等がございましたら、いつものことですが、事務局にメールでお寄せいただければと思います。

活発な御議論、ありがとうございました。

閉会にあたりまして、まことに申しわけない、三輪政府CIOより一言いただきたいと存じます。

○三輪政府CIO 長い間、御議論いただきまして、ありがとうございます。

それで、今日いただいた御意見を、またこちらで論点整理するところはしていきたいと思えますし、制度面のことでアクションが要ることは、こちらのほうでも議論したいと思えます。私自身も途中から来まして、地方自治体がそれぞれになっているのはなぜだろうと思っているぐらいなので、どちらにしましても制度面でアクションが要ることはやっていくように、しっかり推進していきたいと思えます。

それと、これからも次回以降、分野別のヒアリングを行っていきますので、引き続きデータを流通・活用できる環境整備に必要な形について御意見いただきたいと思えます。

最後に、私としましては、もう議論も進められていますし、実証という言葉はよく聞きますし、現実に一部活用が始まっている分野もあるのですけれども、いつごろ、どういうデータが実際に使われるようになるのかという展望がもう少し持てるようになると良いと思っております。

以上でございます。引き続き、御支援よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○安念主査 心強い、力強いお言葉をいただき、どうもありがとうございました。  
それでは、事務局から何かありましたら。

○吉田参事官 本日はありがとうございました。

第4回は、来月、11月13日火曜日の開催を予定しております。次回は、ヘルスケア分野に関する事業者の取組等のヒアリングを予定しております。

あわせて、ヘルスケア分野について各府省で掘り下げて検討するということの御意見を踏まえて、IT室が中心となって関係各府省とどのような形で整理できるのか、早急に調整したいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○安念主査 皆さん、どうもありがとうございました。

各府省、行政関連の皆さん、本当にありがとうございました。

それから、IT連さん、貴重な情報をいただきまして、ありがとうございました。今後とも末永く御指導賜りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。